

感染予防及びまん延防止のための指針

株式会社 プライムワン
メディケアシステム訪問看護リハビリセンター

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

1. 基本的考え方

(1) 目的

本指針は、当ステーションにおける感染症の予防および発生時のまん延防止に関する基本的事項を定め、利用者および職員の健康と安全を確保することを目的とする。

訪問看護の現場では、高齢者や基礎疾患有する利用者が多く、感染症が重篤化しやすい環境にあることから、標準予防策の徹底と迅速かつ適切な対応が不可欠である。

(2) 感染対策の重要性

感染症は、職員を介して複数の利用者宅へ拡大する可能性があるため、事業所全体での組織的な感染対策が重要である。日常的な予防と、発生時の早期対応により、感染拡大の防止を図る。

2. 感染防止対策委員会等の組織体制

(1) 委員会の設置

感染症の予防およびまん延防止を目的として、感染防止対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(2) 構成および役割

- ・ 委員長：管理者
- ・ 委員：看護職員等

委員会は、感染症対策の検討、指針の見直し、職員への周知・指導を行う。

（3）開催頻度

原則として6か月に1回以上開催し、感染症流行時や必要時には随時開催する。他の会議体と一体的に実施することも可とする。

3. 職員への研修および訓練

（1）研修の実施

全職員を対象に、感染症の予防およびまん延防止に関する研修を年1回以上実施する。

（2）訓練（シミュレーション）

感染症発生時を想定した訓練を実施し、役割分担や対応手順を確認する。訓練実施記録を作成し、保存する。

（3）新規採用者研修

新規採用職員に対しては、入職時に感染症対策に関する研修を行う。

4. 平常時の感染予防対策

（1）職員の健康管理

- 出勤前の体調確認を行う
- 発熱・咳・咽頭痛等がある場合は管理者へ報告する

（2）標準予防策の徹底

- 手指衛生の徹底
- 個人防護具（手袋・マスク等）の適切な使用
- 血液・体液・排泄物等への接触時の感染対策

(3) 物品・環境管理

- 訪問看護で使用する物品の清潔管理
 - 必要に応じた消毒の実施
-

5. 感染症発生時の対応

(1) 発生状況の把握

利用者または職員に感染症が疑われる場合は、速やかに管理者へ報告し、発生状況を把握する。

(2) 感染拡大防止

- 訪問方法の見直し
- 必要に応じた訪問の中止・調整
- 個人防護具の強化

(3) 関係機関との連携

医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、指示や助言に基づき対応する。

(4) 行政等への報告

法令等に基づき、必要な報告を適切に行う。

(5) 事業所内の連絡体制

感染症発生時の連絡体制を整備し、職員間で情報共有を行う。

6. 指針の閲覧

本指針は、職員が常に確認できるよう事業所内に備え付けるとともに、利用者および家族からの求めに応じて閲覧できるようにする。

7. 指針の見直し

本指針は、感染症の動向や関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

本指針は、令和7年12月1日より施行する。